

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年 8 月 23 日（金）

今般、令和元年 6 月 19 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向け、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正等を行います。

この改正に先立って広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和元年 8 月 23 日（金）から令和元年 9 月 23 日（月）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

令和元年 6 月に、犬猫の繁殖業者等に対するマイクロチップの装着等の義務化、愛護動物の殺傷罪等の罰則引き上げ等を主な内容とする「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が公布されました（※）。

※ 改正法の内容については以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

2. 意見の募集について

改正法の施行に向け、動物の愛護及び管理に関する法律施行令等を改正することとしましたので、これに先立って広く国民の皆さまから御意見を募集します。

御意見のある方は、下記の「3. 意見募集要領」に沿って御提出ください。

環境省では、当該政令案について皆さまからいただいた御意見を考慮した上で決定し、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

なお、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正に係るパブリックコメントについては、別途実施を予定しています。

3. 意見募集要項

(1) 意見募集対象

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要について

(2) 資料の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

[2] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室にて配布

[3] 郵送による送付

郵送を希望される方は、92 円切手を添付した返信用角 2 封筒（郵便番号、住所、氏名、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」を必ず明記。）を同封の上、下記「(4) 意見提出方法」の「郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。

(3) 意見募集期間

令和元年 8 月 23 日(金)～令和元年 9 月 23 日 (月)

※郵送の場合は同日必着

(4) 意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、次のいずれかの方法で御提出ください。

[1] 郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

[2] F A X

F A X 番号 03-3508-9278

[3] 電子メール

電子メールアドレス shizen-some@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 宛て

[件名] 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

・意見内容

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※御意見は、日本語で御提出ください。

※御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。